

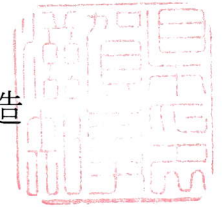
滋賀県指令県協第6号

米原市清滝 274 番地
吉田 裕明

平成30年1月25日付けで申請を受け付けた下記の特定非営利活動法人の設立は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により認証します。

平成30年（2018年）3月1日

滋賀県知事 三日月 大造



記

特定非営利活動法人名
NPO 法人清滝桜ものがたり

代表者の氏名
吉田 裕明

主たる事務所の所在地
米原市清滝 274 番地

定款に記載された目的

この法人は「米原市清滝を中心とする周辺地域」に対して、「まちづくり、環境保護、青少年育成」に関する事業を行い、「地域の発展に」に寄与することを目的とする。